

官報

号外 昭和三十一年三月九日

○第二十四回 衆議院会議録第二十号

昭和三十一年三月九日(金曜日)

議事日程 第十八号
午後二時開議
昭和三十一年三月九日

第五 公有林野官行造林法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
参議院送付)

日程第五 公有林野官行造林法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

●本日の会議に付した案件
公共企業体等労働関係法の一部を
改正する法律案(予備審査のた
め内閣送付)の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

【國務大臣倉石忠雄君登壇】

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま議
題となりました公共企業体等労働関係
法の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案理由を御説明申し上げま
す。

公共企業体等労働関係法は、公共企
業体等の職員の労働関係を規律するた
めに昭和二十三年に制定された法律で
あります。周知のことく、占領下早
急の間に立法されたものであり、その
内容はいわゆる翻訳立法の最たるもの
であります。その後若干の改正はあ
りましたが、なおわが国の実情に適し
ない点が多く、また技術的な不備欠陥
が随所に見られ、このため、公共企業
体等の労働関係に無用の摩擦、紛争を

中小企業信用保険法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

第一 臨時船舶建造調整法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

第一 臨時船舶建造調整法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

第一 臨時船舶建造調整法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

第一 臨時船舶建造調整法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

第一 臨時船舶建造調整法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

第一 臨時船舶建造調整法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明

住宅金融公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 内閣から予備審
査のため送付されました公共企業体等
労働関係法の一部を改正する法律案に
ついて、趣旨の説明を求めます。労働

大臣倉石忠雄君。

午後二時三十二分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開
きます。

招いているきらいすらあり、從来と
も、本法改正を要望する声が少くな
かつたのであります。政府におきまし
ても、右のことを考慮して、本法改
正の要否等につき慎重検討を進めて
参ったのであります。特に、問題の
重要性にかんがみ、本年一月十四日、
労使、公益の各側を代表する臨時の委
員を委嘱いたし、本法改正の要否等に
対する意見を求めましたところ、右委
員の構成する臨時公労法審議会は、発
足以来約一カ月間に会議を重ねること
九回、慎重審議をいたしました結果、
去る二月八日、本法の改正に關しかな
り具体的な意見を答申するに至ったの
であります。政府におきましては、自
來この答申を慎重検討いたして參った
のでありますが、労使、公益各側を代
表する委員によつて構成された審議会
の民主的な審議の結果はできる限り尊
重すべきであることは申すまでもない
ところであり、労使、公益各側の意見
の一一致を見ました点はほとんどこれを
入れ、その意見に沿つて改正法案を立
案することにいたのであります。

そもそも、公共企業体等労働関係法
に關連する問題の根本的解決には、一
面において、三公社、五現業のあり方

そのものの検討が必要であり、他面、労働法体系全般との関連において考ふらなければならぬ点のあることはもちろんあります。政府としては、これら問題については常時真剣な検討を重ねているのであります。しかしながら、今日これらの基本的問題を直ちに解決するわけには参らぬことは申すまでもありません。さればといって、また今日公労法の不備をそのまま放置することも適当でありませんので、従つて、今回の改正案は、現行公労法の基本的建前は一応これを維持することとし、その前提で、現行法上わが国の実情に適しない諸点を改め、関係当事者間ににおける無用な紛争の原因をできる限り除去し、健全な労使慣行の確立を促進するとともに、委員会の機構を整備し、その簡素能率化をはかるうとするものであります。

いますが、これは、いわゆる直訴的制度の実情に適せず、現在はほとんど有名度の最たるものであるとともに、きわめて複雑かつ難解で、とうていわが国の実情に適せず、現在はほとんど有名化しつつあるのみでなく、また、かえつて関係者間の紛議のもととなる場合もあるきらいがありますので、改正案におきましては、この単位制度を廃止し、わが国の労使関係における一般的慣行に従い、その指名する交渉の当事者となり、委員が団体交渉を行うことといたしておられます。なお、これにあわせて、並来本法の適用外でありました公社の臨時職員につきましても、純粹の日雇労働者以外の者はこれを本法上の職員の中に含めることにいたし、もつて労働関係の統一的処理をはかることにいたしております。

次に、改正案の第二点は、仲裁制度を整備し、仲裁裁定に関する問題の処理を合理的かつ円滑ならしめる措置を講じている点であります。現行法においては、公共企業体等と職員との間の紛争は、最終的には仲裁裁定によって定まることがなっておりますが、当該裁定が公共企業体等の予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものである場合は、国会の承認

を待つて初めてその効力を発生するとなつております。この建前は現行法の制度の運用面におきまして従来種々紛議のあつたことは、御承知の通りであります。改正案は、この点につきも改めて、後述のこととく、仲裁に関する機構、手続を合理的なものに整備するとともに、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あえて給与準則、給与総額の制度にも干の改正を行い、もつて仲裁裁定を更に公正妥当にして権威あるものたらしめることにより、裁定実施に関する協議ができるだけ避け、円満、合理的な労働問題処理の慣行を確立せんとするものであります。

的な機構を整え、公共企業体等の労
関係の実情に即して機動的に強力な
活動をなす態勢を整えるように措置い
しております。この公共企業体等労使
委員会は、公益委員五人及び労使委員
各三人ずつ、計十一人の委員をもつて
組織されることとなつておりますが、
特に公益委員の任命につきましては、
その任務の重要性及び特殊性に鑑んで、
両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命
することといたし、もつて公益委員の
人選を真に公正かつ權威あるものと
らしめんとしております。

以上の三点が今回の改正案の主要点
であります。その他の点につきまして
も、答申に盛られた意見をできる限り
尊重しまして、所要の事務的、技術的
改正をいたし、公共企業体等の職員の
労働関係の処理の円滑化をはかつてせ
ります。

以上、本法案の提案理由を御説明申
し上げたのであります。本法案が成
立、施行されますならば、公共企業体等
における健全にして合理的な労働慣
行の確立と公共企業体等の正常な運営
の確保に資するところ少くないものと
確信いたしております。何とぞ、御審

議の上、すみやかに公決せられんことを御願い申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨説明に対する
改正する法律案(予備審査のため内閣送付)の趣旨説明に対する質疑
○栗原俊夫君登壇
○栗原俊夫君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま提案理由を
説明のありました公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案につ
て、鳩山総理大臣ほか関係大臣に対して質疑をいたしたいと考えます。(「
理大臣を呼んでこい」と呼ぶ者あり)
理大臣は見えないようでありますから、後刻この席において答弁をいたさ
きたいと存じます。
まず鳩山総理大臣にお尋ねいたし
いのでありますが、総理も御存じのよ
り、この法律は、その労働者の従事
する事業の内容の社会性、公益性、公
正性等を強調して、憲法によつて保障さ
れてゐる労働者の生きるための基本的
権利である争議権を奪つた世界に類する
悪い悪法であります。(拍手)一体、ハ

共性、社会性を強調するけれども、国鉄と私鉄との間にどこに区別があるべき事業内容の相違があるのであります。私鉄の労働者に許された権利が國鉄の労働者に許されない根拠がどこにあるのであります。(拍手)専元のことは、その政府機関となつた理由は、全くたゞこの収益を税金と同じよううちに国家の財政の中に吸収しようとする考え方から出されたものであつて、これに従事する労働者をその他の労働者と区別する何らの理由も根拠も見出しえないのであります。(拍手)総理は、この際、こうした観点に立つて、この法律を撤廃する意思があるかどうか、明確にいただきたいと思うのですが、ざいます。

いろいろな条文をただ改正するにして

も、その大前提となるところは、根本的なものの考え方方が問題であるのであ

ります。(拍手)先日、倉石労働大臣は、

参議院におきまして、裁定は多く実現されでおるのだと、ぬけぬけ答弁をし

ておりますのであります。うそも休み休み言つてもらいたい。(拍手)多くの仲裁裁定のうち、重要なベニス・アッブの裁定が完全に実施されたことはほとんどないのが実情であります。(拍手)

本改正案提案に当りまして、総理は、今後仲裁裁定及びこれに類似する本院の勧告あるいは調停案等を、ほんとうに誠心誠意をもつて実現しようとするとか、その所信を明白にしてもらいたいと思うのでございます。(拍手)

次に、改正案の内容についてお尋ねいたしたいのですが、第一は、政府は、このたびの改正に関して、

一応民主的にカムフラージュするため、労使、中立なる委員を選定いたしまして、数ヶ月の検討を経てその答申を得たのですが、一体、何ゆえに、答申中の政府に御都合のよいよう

なもののみを取り上げて、都合の悪いものはこれを採用しなかったのか、答申そのものの取扱いについてどのよ

うな基本的態度をとっているのか、お尋ねいたしたいのでござります。

(拍手)第五は、答申の内容を採用しなかつた第四条第三項の問題についてであります。すなわち、組合員は職員でなければならぬといふ規定であります

が、一休、民間労働組合に対しては、政府はどのように指導をしてきたか。昭和二十四年、労働協約締結の問題点

といふパンフレットを労働省労政局から発行させて、協約の指導を行なつたのでありますが、その中に、組合員は

従業員でなくてはならない、こういう協約を条文として挿入することを、もし經營者が強要するならば、それ

は、組合法第七条にいうところの組合内部の支配介入であり、不当労働行為になるぞと言つてはあります。

(拍手)何ゆえ公共企業体の組合なんか。(拍手)何ゆえ公共企業体の組合員のみが職員でなくてはならないと強制するのか、答申においても、改正すべきであるとはつきり言つて、いるのに、なぜこれを取り上げなかつたのか、明確にいただきたいのでござります。

第三に、公益委員の任命の手続についてであります。本法が、政府は労働者側の実質的な相手方になるという見地から、公益委員の任命にも政府の意思が入らないようとの配慮から現行制度ができているのであります。しかし

かるに、今回の改正案を見ますと、公益委員の任命は、政府が一方的に選択して、委員を完全に自己の息のかかつた者を任命することになつて、労働委員

会を政府の隸屬的機関たらしめようとするところにあります。(拍手)政府は、自己に有利な調停、裁定を出させようと意図して

いるのではないか。もしさだとすればことは言語道断といわなければなりません。(拍手)政府は、かねてから労使

の自主性を強調し、一方では警告や弾圧を労働者に加えながら、調停に対しても全くその自主性を尊重すると広言

であります。仄聞するところによりますと、大臣の所見を伺いたいのでございま

す。(拍手)この点が今次改正の最も大きなねらいであるといわれています。

が、(拍手)これに対するところの労働停案が出るや、直ちにかかる発表をして、國鐵公社を牽制し、他の調停案等を牽制したことは、いかなる考えであるか。大蔵大臣はこの朝日新聞の談話

に責任を持たれるか、また、いかなる資格で発表したのか、また、公労法の精神をじゅうりんする談話を取り消す

としていただきたいのでござります。

(拍手)次に、労働大臣にお伺いいたしました。大臣は、大蔵大臣から、右の談話の内容について御相談を受けたか受け

いたいたいことは、國鐵労使に対して調停案が発表されたとたんに、一萬田

大蔵大臣は、反対である、実施ができないのだ。こういう談話を朝日新聞に

決することこそが望ましいことは、労

労働問題の大原則でございます。労働大臣は、かねてから、春季闘争に対し、しばしば警告を発し、不當にも労働者、労働組合役員を処分し、常に強硬な態度を示してきたのであります。本来、労働大臣たるものは、労使の円滑なる調整をはかるのが役目であつて、しかも、今日は給与の担当大臣であるはずです。その労働大臣が、近ごろ、戦々きよろきようとして彈圧にのみ走っていることは、本末転倒もはなはだしいといわなければなりません。(拍手)倉石労働大臣にお伺いしますが、あなたは、一体、この紛争を熟意を傾けて解決するために努力を払う誠意があるのかどうか。もしもその誠意があるならば、調停委員会が非常な努力を払つて発表した調停案であり、しかも、組合側も、調停案に書いてある、忍びがたきを忍んで、異常な決心で受諾したのであります。しかも、さらに、新聞が筆をそろえて、この際政府はこの調停をのむべきであると言つておるので対して、あなたは全力をあげて調停成立に努力をすることが所管大臣として当然であると思うのであります。が、これに対する所信を伺わしていただきたいのでござります。

次に、吉野運輸大臣にお尋ねいたしました。大臣は国鉄争議に対する所管大臣であります。大臣はこの調停を承認する用意があるかどうかを、この際明確にしていただきたいと思います。

最後に、私は、警告をしつつ、政府に所信を伺いたいのであります。すなわち、鳩山総理は、先般も、本会議において、労働者に対し慎重なれと訴え、そして、法に違反する者は処罰すると言い、仲裁や勧告は尊重すると約束し、労使は団交をすべきだと言われております。今や、春季闘争は、第三波を前にして、労組は調停に服しまして、当初労働者に向けられたがちであった新聞等の世論は、一齊に労働者の態度を了了として、政府、公社に対し調停受諾を求めております。もしも、このような天下の大勢に逆行して、政府が直接同様に公社を牽制して拒否に向わしめるならば、紛争はますます拡大し、春季闘争は解決のめどを失うかもしれません。鳩山総理、あなたはこの責任的に、あげて政府が負わなければなりません。

失言を繰り返しておる總理でござります。ゆつくり考えて、明快なる答弁をされることをこの際求めまして、私の質問を終ります。(拍手) 答えをいたします。

〔国務大臣倉石忠雄君登壇〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 栗原君にお答えをいたします。

公労法によつて従業員が争議権を停止されておるのはよくないではないかというお話をございますが、私設鐵道などと違うのは、御承知のように、株式会社と申しましても、全株は国家の所有でございます。こういうよくなばリック・コーポレーションの争議行為を停止いたしておる例は世界じゅうにたくさんあることでございまして、もしこれを廃止いたすということになれば、前のように、やはり国家公務員というようなことに逆戻りすることになれば、団体交渉権もなくなり、労働三法の適用も受けないということになりますのであります。それは従業員のためにかえつて不利益ではなかろうかと存じます。(拍手)

第二に、本法を廃止する意思はないかというお尋ねでござりますが、本法を廃止する意思はございません。

第三に、裁定無視であるということを仰せられました。政府の言つておることは間違つておるといふお話を聞いていますが、それはもう少し調べを願えれば御理解がいくつ思ひます。大体、御承知のように、仲裁裁定は今日まで二十件出でておりますが、そのうち仲裁裁定の金額の動かされたものは一件であります。そのまま履行せられたものが八件でありますまして、国会が中に入つたりなどして、時期がすれて実施いたしましたのが十一件であります。御承知のように、公労法の三十五条によれば、仲裁判定が下つたときには当事者双方を拘束する、しかしながら、当該企業の予算上資金上支出不可能であるという認定を政府がしたときには、十六条二項にはね返つて、国会の議決を要するということをごぞいますから、仲裁判定をそのまま実施するかしないかは、これは、政府が責任を怠つておるのではなくして、その当時の歴代の政府が法に従つて正しい手続をとつたというになつておるのであります。

第四に、答申案につきまして申し上げます。先ほど申し上げましたように、答申案につきましては、専門家においていただきまして、おもなところは取

り入れましたが、答申案の中で本案に盛ることのできませんでしたことについてのお尋ねの点の第一は、調停及び仲裁を請求する主務大臣を労働大臣にしたらどうかという御意見であります。が、これは、研究の結果、そうでない方がよからうということをございます。

第二の点は、ただいま御指摘になりました四条三項の点でございまして、これは、組合員でなければ交渉委員になれないという条件をつけて、本法削除に賛成であるということを公益側は御主張なさいました。しかし、従業員側はこれに反対をされました。そこで、三者の御意見が一致しないので、やむを得ずこれは現行通りにいたしました。こういう結果でございますから、どうぞ御了解をお願いいたしたいのであります。

それから、公益委員の任命制についてのお尋ねでございました。私ども、この点につきましては、十分この答申された方々とも研究をいたしましたのであります。が、この公益委員五人の人々は、国家最高の機関である国会にその候補者の名前を提出いたしまして、事前にもちろん労使双方にお示しをいたすのであります。が、そうして最終的に

皆様方の御協賛を経て総理大臣が任命するということありますから、現在の仲裁委員の選任方法よりもはるかに権威あるものたらしめて、公正なる判断を下していただくことがよからうといたことで、公益委員の任命制度をそのようにいたした次第でございます。

その次のお尋ねでござりますが、国

鉄労組の調停についてどうかというお

話でございましたが、これは、国鉄は

國鐵總裁がござりますし、専売、電電

公社、みなそれぞれ經營の担当者がござります。そこで、ただいまようやく

三公社の調停案が出たところでござい

まして、なお五現業の調停は残つてお

ります。そういう最中に、こういうこ

とに対して、一審裁判である調停案に

対して政府がとやかく申すということ

は、あとで出される五現業の調停案に

対して誤解を生ずるようなおそれがあつてはいけませんし、調停委員の方々

に精神的なる圧力が加えられないよう

に、慎重に静観しておるというのが今日の態度でござります。

次に、大蔵大臣が新聞に何か発表されましたそちらであります。そういうことについて私は承わっておりませんし、また、何にもこういうことについて御相談をいたしたことはありません

ぞ私を助けていただいて、紛争解決を待いたして努力することは当然でござります。微力ではございますが、どう

すみやかにしていただきことを重ねて

ん。政府は、先ほど申し上げましたよ

うに、全部出そろうまで静観をいたし

ておるということです。

それから、本法には直接関係がない

のでござりますが、春季闘争について

弾圧をいたしておるようなお話をござ

いましたが、政府は毛頭弾圧をいたし

た覚えはございません。公務員及び公

労協の従業員が、御承知のように、ス

ケジユール闘争の中で発表せられた行

為は、どちらもこれは違法な行為を示

唆いたしておられるようありますか

ら、政府の立場といたしましては、自

分の子供が間違つたことをしようと

する。だからこそそのかされておるよ

うなことであつたならば、そういうこ

とをおやりになることはよくないこと

であるということを事前に警告するの

が、親切な親心であろうと存じております。

【国務大臣吉野信次君登壇】

○国務大臣(吉野信次君)　ただいまお

話のありました調停案につきまして

は、御承知の通り、組合の一部はこれ

を拒絶しておりますし、一部はこれを

受け入れております。肝心の国鉄はま

だ意思表示をいたしておりませんの

で、ただいまの段階においては、私が

出る幕でないと思っております。しか

し、その成り行きにつきましては注意

深く見守つております。もしその時

期が参りますれば、私もその解決に必

りますので、その答弁は他日適当の機会に願うこといたします。

〔国務大臣一萬田尙登君登壇〕

○国務大臣(一萬田尙登君)　国鉄等に對します調停案につきましては、ただいま公社自体において慎重に御検討中と思われる所以あります。なお、他の公共体に對します調停案も出そつておりますのでございません。公務員及び公務員の従業員が、御承知のように、斯くて私が反対するいわれもありませんし、また、反対もいたしておりません。私も静観すべきだと考えております。

日程第一　臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第一　鐵道抵當法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院提出)

日程第一　鐵道抵當法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院議長益谷秀次殿)

日程第一　鐵道抵當法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院議長河井彌八)

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和三十一年三月五日

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

鐵道抵當法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によ

りここに送付する。

右の内閣提出案は本院において可決

した。よつて国会法第八十三條によ

りここに送付する。

昭和三十一年三月五日

参議院議長　河井彌八

衆議院議長　益谷秀次殿

附則

この法律は、公布の日から施行す

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

二　第三十四条ノ二ノ規定ニ依ル

ノ認可アリタルトキニ成立ス

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一　抵當權ノ登録ガ全部抹消セラ

レタル後又ハ抵當權ガ第十三条

ノ三第二項ノ規定ニ依リ消滅シ

タル後六箇月内ニ新ナル抵當權

ノ設定ノ登録ヲ受ケザルトキ

鐵道財團ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

一

昭和三十一年三月九日 来議院会議録第二十号 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案外一案

三 第七十一条ノ競売ニ付セラレタ

ル場合ニ於テ抵当権ガ消滅シタ

ルトキ

第三条第一項第二号中「変更所」を

「変電所」に改め、同条第二項を削

る。

第八条に次の二項を加える。

第一項又ハ第二項ノ公告アリタル

トキハ会社ハ直ニ命令ノ定ムル所

三依リ其ノ公告アリタル事項ヲ公

告スベシ

第九条中「公告」を「公告ノ申請」に

改める。

第十条第一項中「第八条」を「第八

条第一項又ハ第二項」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

第十一条第一項又ハ第二

項ニ依ル公告ヲ為シタル場合ニ於

テ公告シタル期間内ニ権利ノ申出

アリタルトキハ監督官厅ハ逕満ナ

ク其ノ旨ヲ会社ニ通知スベシ

ハ其ノ申出ノ理由ナキコトノ証明

アラザルトキハ監督官厅ハ抵当権

ノ設定認可ノ申請ヲ却下シ又ハ第

八条第二項ニ依ル公告ヲ取消スベ

シ

第十一一条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第三項中

「前二項」を「前項」に改め、「不動産ニ関スルモノノ登記」の下に「又ハ自

動車ノ抵当権ノ登記」を、「動産ニ関

スルモノ」の下に「(自動車ノ抵当権ヲ除ク)」を加え、「若ハ」を「又ハ」に

改め、同条第二項及び第四項ただし書を削る。

第十三条の次に次の六条を加え

る。

第十三条第一項中「第八条」を「第八

条第一項又ハ第二項」に改める。

第十三条第一項中「第八条」を「第八

条

一 合併セムトスル鉄道財團ニ付
競売手続開始又ハ強制管理開始
ノ決定アリタルトキ

二 合併セムトスル数箇ノ鉄道財
團ノ内二箇以上ノ鉄道財團ガ抵

当権ノ目的タルトキ

三 合併セムトスル甲鉄道財團ヲ目的
トスル抵当権ノ甲鉄道財團ニ於ケ
ル順位ト同一ノ順位ヲ合併セムト
スル乙鉄道財團ニ付有スル他ノ抵

当権(甲鉄道財團ヲ目的トスル抵
当権ト他ノ抵当権が合併セムトス
ル鉄道財團ノ内其ノ目的トスル鉄
道財團ヲ共通ニスル場合ノ他ノ抵

当権ヲ除ク)ガ存セタルトキハ前
項第二号ノ規定ニ拘ラズ鉄道財團
ヲ合併スルコトヲ得

第十二条 会社ハ鉄道財團ニ属スル
モノヲ鉄道財團ヨリ分離セムトス
ルトキハ抵当権者ノ同意ヲ求ムベ
シ

第十三条 会社ガ抵当権者ノ為競売手續開始
又ハ強制管理開始ノ決定アル前ニ
於テ正当ナル事由ニ因リ前項ノ同
意ヲ求メタルトキハ抵当権者ハ其
ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四条 第二十二条を次のように改める。
第二十二条 削除

第十五条 鉄道財團ヲ分割シテ其ノ一部ヲ
乙鉄道財團ト為ス場合ニ於テハ分
割ノ登記ハ甲鉄道財團ノ用紙中鉄
道財團ニ属スル線路ノ表示ヲ変更
シ且分割ニ因リテ登記スル旨及登
録ノ年月日ヲ記載スルニ依リテ之
ヲ為ス

第十六条 甲鉄道財團ヲ分割シテ其ノ一部ヲ
乙鉄道財團ト為ス場合ニ於テハ分
割ノ登記ハ甲鉄道財團ノ用紙中鉄
道財團ニ属スル線路ノ表示ヲ変更
シ且分割ニ因リテ登記スル旨及登
録ノ年月日ヲ記載シ並乙鉄道財團
ニ付鉄道抵当原簿ニ前条各号ニ掲
ゲタル事項及分割ニ因リテ登記スル
旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス

第十七条 甲鉄道財團ト乙鉄道財團トヲ合併
スル場合ニ於テハ合併ノ登記ハ甲
鉄道財團(合併セムトスル鉄道財
團ノ内抵当権ノ目的タルモノアル

鐵道財團ノ拡張ニ属シテハ第四条
第三項、第八条第一項、第四項及
ス

第九条乃至第十二条ノ規定ヲ準用
ス

第十三条ノ七 鉄道財團分割ノ認可
ス

第十四条 登記ノ年月日

第十五条 鉄道財團ニ属スル線路ノ表示
二 鉄道財團ノ所有者ノ名称及住
所

三 登記ノ年月日

第十六条 第二十八条ノ三 監督官厅ハ鐵道財
團ノ拡張、分割又ハ合併ヲ認可シ
タルトキハ鐵道財團ノ拡張、分割
又ハ合併ノ登記ヲ為スベシ

第十七条 第二十九条ノ三 鉄道財團ニ属スル
線路ノ表示ヲ變更シテ之ヲ為ス
所

第十八条 第二十九条ノ四 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第十九条 第二十九条ノ五 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十条 第二十九条ノ六 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十一条 第二十九条ノ七 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十二条 第二十九条ノ八 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十三条 第二十九条ノ九 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十四条 第二十九条ノ十 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十五条 第二十九条ノ十一 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十六条 第二十九条ノ十二 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十七条 第二十九条ノ十三 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十八条 第二十九条ノ十四 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第二十九条 第二十九条ノ十五 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十条 第二十九条ノ十六 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十一条 第二十九条ノ十七 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十二条 第二十九条ノ十八 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十三条 第二十九条ノ十九 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十四条 第二十九条の二 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十五条 第二十九条の三 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十六条 第二十九条の四 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

第三十七条 第二十九条の五 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

一 鉄道財團ニ属スル線路ノ表示

二 鉄道財團ノ所有者ノ名称及住
所

三 登記ノ年月日

四 第二十九条の六 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

五 第二十九条の七 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

六 第二十九条の八 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

七 第二十九条の九 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

八 第二十九条の十 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

九 第二十九条の十一 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十 第二十九条の十二 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十一 第二十九条の十三 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十二 第二十九条の十四 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十三 第二十九条の十五 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十四 第二十九条の十六 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十五 第二十九条の十七 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十六 第二十九条の十八 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十七 第二十九条の十九 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十八 第二十九条の二十 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

十九 第二十九条の二十一 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十 第二十九条の二十二 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十一 第二十九条の二十三 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十二 第二十九条の二十四 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十三 第二十九条の二十五 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十四 第二十九条の二十六 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十五 第二十九条の二十七 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十六 第二十九条の二十八 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十七 第二十九条の二十九 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

二十八 第二十九条の三十 鉄道財團ノ登記
スル旨ヲ記載スルニ依リテ之ヲ為ス
所

簿ニ左ノ事項ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

一 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

三 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

四 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

五 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

六 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

七 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

八 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

九 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十一 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十二 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十三 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十四 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十五 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十六 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十七 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十八 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

十九 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十一 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十二 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十三 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十四 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十五 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

二十六 鉄道財團ノ登記スル旨ヲ記載スルニ依リテ
之ヲ為ス

トキハ設定セラレタル抵当権ノ數
ノ最モ多キモノノ用紙中鐵道財
團ニ屬スル線路ノ表示ヲ變更シ且
合併ニ因リテ登録スル旨及登録ノ
年月日ヲ記載シ並乙鐵道財團ノ用
紙中鐵道財團ニ屬スル表示ヲ朱抹
シ且其ノ事由及年月日ヲ記載スル
ニ依リテ之ヲ為ス

第二十九条 抵当権設定ノ登録申請
書ニハ抵当権ノ設定ニ屬スル証書
ヲ添附スベシ

第三十条第一項第一号から第三号
までを次のように改める。

一 抵当権者及債務者ノ名前及住
所

二 第七条第二項第三号乃至第五
号ニ掲ゲタル事項

三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵當
権ノ設定ニ屬スル証書ニ記載シ
タル事項ニシテ抵当権ニ屬スル
モノ

第三十一条第一項後段を削る。

第三十二条第一項後段を削り、
同項第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第四号及第五号
ニ掲ゲタル事項

第三十三条第一項第一号を次のよ
うに改める。

昭和三十一年三月九日 衆議院会議録第二十号 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案外一案

ト繰り下げる、第一号の次に次の二号
を加える。

二 抵当権ノ順位

第三十三条中「抵当権ノ設定ヲ登
録シ」を「鐵道財團成立ノ登録ヲ
為シ」に改め、同条に次の二項を加
える。

前項ノ規定ハ鐵道財團ノ抵當、分
割又ハ合併ヲ為シタルトキニ之ヲ準用ス

第三十四条の次に次の二条を加え
る。

第三十五条第一項第一号から第三号
までを次のように改める。

一 抵当権者及債務者ノ名前及住
所

二 第七条第二項第三号乃至第五
号ニ掲ゲタル事項

三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵當
権ノ設定ニ屬スル証書ニ記載シ
タル事項ニシテ抵当権ニ屬スル
モノ

第三十六条第一項第四号を次のよ
うに改める。

一 抵当権設定ノ登録申請
書ニハ抵当権ノ設定ニ屬スル証書
ヲ添附スベシ

二 第七条第二項第三号乃至第五
号ニ掲ゲタル事項

三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵當
権ノ設定ニ屬スル証書ニ記載シ
タル事項ニシテ抵当権ニ屬スル
モノ

第三十七条第一項第一号から第三号
までを次のように改める。

一 抵当権者及債務者ノ名前及住
所

二 第七条第二項第三号乃至第五
号ニ掲ゲタル事項

三 前号ニ掲ゲタルモノノ外抵當
権ノ設定ニ屬スル証書ニ記載シ
タル事項ニシテ抵当権ニ屬スル
モノ

第三十八条第一項後段を削る。

第三十九条第一項後段を削り、
同項第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第四号及第五号
ニ掲ゲタル事項

第三十条第一項第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第四号及第五号
ニ付亦同ジ

第三十一条第一項第一号を次のよ
うに改める。

一 前条第一号、第四号及第五号
ニ付亦同ジ

第三十二条第一項第一号を次のよ
うに改める。

一 前条第一号、第四号及第五号
ニ付亦同ジ

第三十三条第一項第一号を次のよ
うに改める。

一 前条第一号、第四号及第五号
ニ付亦同ジ

一 鐵道財團成立ノ登録ヲ為シタ
ルトキ

二 鐵道財團ノ用紙ヲ閉鎖シタル
トキ(前条後段ノ場合ヲ除ク)

三 第四十二条中「区裁判所」を「地方
裁判所」に改める。

四 鐵道財團ノ用紙ヲ閉鎖シタル
トキ(前条後段ノ場合ヲ除ク)

五 第四十五条第一項中「判事」を「裁
判官」に改める。

六 第六十八条第三項第二号中「管轄
登記所」の下に「又ハ管轄陸運局長」
を、「不動産」の下に「又ハ自動車」
を、「登記」の下に「又ハ登録」を加え
る。

七 第八十三条第三項中「執達吏」を
「執行吏」に改める。

八 第八十八条を次のように改める。

九 第八十八条を次のように改める。

十 第九十二条第三号を次のように改
める。

十一 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十二 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十三 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十四 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十五 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十六 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十七 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十八 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

十九 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十一 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十二 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十三 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十四 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十五 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十六 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十七 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十八 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

二十九 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

三十 第九十二条第七号中「計算報告書」
を「計算書」に、「報告ヲ為シ」を「計
算書ヲ差出し」に改める。

ザリシ者ハ計算ヲ承認シタルモノ
ト看做ス

正前の鐵道抵當法(以下「旧法」と
いう。)第八条第二項の規定による
申請があつた場合については、適
用しない。

三 この法律の施行前に旧法第二十
一条第一項の規定による催告又は旧
法第二十二条第一項の規定による
催告の命令があつた場合について
は、この法律の施行後も、なお旧
法第二十条又は第二十二条の規定
を適用する。

四 この法律の施行の際現に未登録
の第一順位の抵当権が存する場合
には、監督官庁は、ただちに鐵道
財團成立の登録をしなければなら
ない。

五 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

六 この法律の施行前に抵当権の消
滅によりすでに消滅した鐵道財團
の用紙の閉鎖については、なお從
前の例による。

七 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お從前の例による。

八 第二項から前項までの規定は、
鐵道財團及び運河財團について、

認可の申請又はこの法律による改
正前の鐵道抵當法(以下「旧法」と
いう。)第八条第二項の規定による
申請があつた場合については、適
用しない。

九 この法律の施行前に旧法第二十
一条第一項の規定による催告又は旧
法第二十二条第一項の規定による
催告の命令があつた場合について
は、この法律の施行後も、なお旧
法第二十条又は第二十二条の規定
を適用する。

十 この法律の施行の際現に未登録
の第一順位の抵当権が存する場合
には、監督官庁は、ただちに鐵道
財團成立の登録をしなければなら
ない。

十一 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十二 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十三 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十四 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十五 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十六 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十七 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十八 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

十九 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十一 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十二 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十三 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十四 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十五 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十六 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十七 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十八 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

二十九 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十一 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十二 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十三 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十四 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十五 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十六 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十七 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十八 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

三十九 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十一 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十二 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十三 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十四 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十五 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十六 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十七 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十八 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

四十九 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

五十 旧法第三十条第一項第一号に掲
げる事項の登録は、その効力を失
う。

前二項の規定は、自動車交通事業財團について準用する。

（軌道の抵当に関する法律の改正）

四十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「麥庄所」を「麥電所」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「勅令ノ」を「別三」に改める。

〔麥電所〕に改め、同条第二項を削る。

〔報告書は会議録追記に掲載〕

〔松山義雄君登壇〕

○松山義雄君 ただいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に

付託され、同月六日政府より提案理由

した臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改

正する法律案について、運輸委員会に

付託され、同月六日政府より提案理由

した臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改

正する法律案について、運輸委員会に

付託され、同月六日政府より提案理由

した臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改

正する法律案について、運輸委員会に

付託され、同月六日政府より提案理由

した臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改

正する法律案について、運輸委員会に

付託され、同月六日政府より提案理由

するものであります。

〔報告書は会議録追記に掲載〕

本法案は、去る三月一日日本委員会に付託され、同月六日政府より提案理由

の説明を聴取し、同月八日質疑、討論

をもつて政府原案通り可決いたしました次

第あります。

〔付託〕

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

申上げます。

まず、食糧管理特別会計の昭和三十一年度における損失をうめるための措置

と、本院につきましては、審議の結果、

昨八日質疑を打ち切り、討論を省略し

て直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案について申し上げます。

右、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

す。本案は委員長報告の通り決するに

する。

公有林野官行造林法(大正九年法

律第七号)の一部を次のように改正

する。

第一條 国ハ政令ノ定ムル所ニ依リ

左ニ掲タル土地ニ付其所有者ヲ相

以テ国ガ造林ヲ為ス旨ノ契約ヲ締

結スルコトヲ得

ることとして、その損失を補てんする

こととしたそらとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、

昨八日質疑を打ち切り、討論を省略し

て直ちに採決いたしましたところ、全

立一致をもつて原案の通り可決いたしました。

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

久衛君。

(役員の欠格条項)

第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党的役員

(役員の兼職禁止)

第十二条の三 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

第十六条の二 公庫の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二章中第十六条の次に次の二条を加える。

(退職手当の支給の基準)

第十六条の二 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準

を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければ

ばならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第二十条第一項の表区分の欄中「木造の住宅(防火構造、簡易防火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)又は防火構造の住宅(外壁及び軒裏を建築基準法第二条第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。)の建設及びこれらに附隨する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附隨する土地」に改め、「外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。」及び「主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。」を削る。

第三十八条の三及び第三十九条を削り、第三十八条の二を第三十九条

並びに第三十九条を規定する法律第二条第一項に規定する文官で國庫

から俸給を受ける者として勤続す

ばならない。

主務大臣は、公庫の役員が第十一

条の二各号の一に該当するに至

つたときは、これを解任しなけれ

ばならない。

第三十八条の三及び第三十九条を

削り、第三十八条の二を第三十九条

並びに第三十九条を規定する法律

第二条第一項に規定する文官で國庫

から俸給を受ける者として勤続す

るものとみなし、当分の間、これ

に恩給法の規定を準用する。

3 前項の規定により恩給法の規定

を準用する場合においては、恩給

の給与等については、住宅金融公

庫を行政庁とみなす。

4 附則第二項の規定により恩給法

第二十条第一項に規定する文官で

国庫から俸給を受ける者として勤

続するものとみなされる者が附則

五十九条の規定により国庫に納付

すべき金額は、俸給の支払をする

際その支払をする住宅金融公庫の

職員が俸給からこれを控除し、そ

の計算を明らかにする仕証書を添

附してその翌月十日までに、歳入

徵収官に納付しなければならな

い。

5 この法律の施行の際現に住宅金

融公庫の役員又は職員(改正前の住

宅金融公庫法第十六条第一項に規

定するものをいう。以下附則第八

項、第十項及び第十一項において

同じ。)で改正前の住宅金融公庫法

の住宅以外の住宅の建設並びにこれ

に附隨する土地」に改める。

法律第四十五号)を削る。

第二十五条第二項を削る。

第三十二条中第二項を第三項と

し、第一項を第二項とし、同条に第

一項として次のように加える。

(国家公務員共済組合法の適用)

8 昭和三十一年五月三十一日現に

国家公務員共済組合法(昭和二十

年法律第六十九号)第二条第一

昭和三十一年三月九日 衆議院会議録第二十号 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

項の規定に基いて建設省に設けられた共済組合の組合員で住宅金融

及び第百九条第十二号の規定を適用する。

(産業労働者住宅資金融通法の改
正)

易耐火構造の住宅（以下「簡易耐火構造の住宅」という。）であり、且つ、同法第十九条（貸付をすることができる住宅）に規定する住宅

九条に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同規定する」を削る。

9 (国家公務員等の旅費に関する法律の適用)
この法律の施行前になされた旅行命令等(国家公務員等の旅費に
関する法律(昭和二十五年法律第

（國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を次のように改正する。）
第二条第一項中「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」を「及び日本電信電話公社」に改める。
（退職職員に支給する退職手当支

第九条第一項の表区分の欄中
「主要構造部を建築基準法(昭和二
十五年法律第二百一号)第二条第
七号に規定する耐火構造とした住
宅をいう。」を「公庫法第二条第五

する木造の住宅又は防火構造の住宅(以下本条において「木造の住宅又は防火構造の住宅」という。)の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の主として木造の住宅を用いて、

(日本住宅公団法の改正)
17 日本住宅公団法（昭和三十年法
律第五十三号）の一部を次のように改
正する。

百十四号)第四条第一項に規定する旅行命令等をいう。)により旅行する者に対し住宅金融公庫が支給する旅費については、なお従前の例による。

納付に関する法律の改正)

「外壁を建築基準法第二条第七号に規定するものをいう」に
「外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅を
いう。」を「公庫法第二条第六号に
規定するものをいう。」に改める。

恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下同条に規定する公務員とみなされる者（以下本条において「公務員とみな

（国家公務員災害補償法の適用）

この法律の施行前に生じた事故に基く住宅金融公庫の役員又は職員の職務上の災害に対する補償について、なお従前の例による。

納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のよう
に改正する。

16 北海道防寒住宅建設等促進法 (昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。 改正)

第八条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削り、「木造の住宅又は防火構造の住宅であるもの建設及び」を「耐火構造の住宅及び商場付火薬庫の住宅以外の住

される者」という。)が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)。以下「法律第七十七号」という。)附則第十条

(国家公務員法の適用)
11 この法律の施行前に住宅金融公庫の役員及び職員がその職務上知ることができた秘密については、住宅金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる国家公務員とみなして国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第一百条第一項

(国家公務員等の旅費に関する法律の改正)

14　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「住宅金融公庫及び」を削る。

第二条第一項第一号中「、住宅金融公庫」を削る。

第十九条（貸付をすること）及び第二十条（貸付金額の限度）第一項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅〔以下「耐火構造の住宅」といふ。〕又は同条第六号に規定する簡

方で個人の手による「火の宅であるものの建設並びに」に改める。

の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続
いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き
続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本住宅公団の役員若
しくは職員として在職し」と読み替
えるものとする。

[報告書は会議録追録に掲載]

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君　ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

住宅金融公庫は、設立以来すでに五年を経過し、その業務は現実的性格を有しているのにもかかわらず、業務に従事している役職員の地位は、現在國家公務員となつております。よって、本法案は、この際、役職員の地位を関し所要の措置を講じ、あわせて、住宅金融公庫の貸付対象となる簡易耐火これら者の恩給及び退職手当等に付託されて以来、慎重に審議いたしました。質疑の内容は速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業信用保険法の一部を改

正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次

のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 融資保険(第三条・第九

条)

第三章 保証保険

第一節 指定法人を相手方とするもの

第二節 個別保証保険

第三節 包括保証保険

第四節 金銭機関を相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第五節 第三章第一節中第九条の五の次に

第六節 第三章第一節中第九条の五の次に

第七節 第三章第一節中第九条の五の次に

第八節 第三章第一節中第九条の五の次に

第九節 第三章第一節中第九条の五の次に

第十節 第三章第一節中第九条の五の次に

第十一節 第三章第一節中第九条の五の次に

第十二節 第三章第一節中第九条の五の次に

第十三節 第三章第一節中第九条の五の次に

第十四節 第三章第一節中第九条の五の次に

第十五節 第三章第一節中第九条の五の次に

第九条の三第二項中「十万円」を「二十万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第九条の五第一項中「保証保険」を「個別保証保険」に改める。

第九条の七第二項中「第九条の七第一項」を「第九条の九第一項」に改め、同条を第九条の八とする。

第九条の六を第九条の八とする。

第一項を「第十条」に改め、同条を第九条の九とする。

第九条の六を第九条の八とする。

計二十万円(その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、五十五万円)をこえてはならない。

政府は、第一項の保険関係における保険額類の総額の指定法人を通する合計額が、会計年度ごとに範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

国会の議決を経た金額をこえない

範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

5 指定法人は、第一項の保険関係が成立した保証について、第九条の二第二項の規定による通知をすることができない。

6 指定法人は、第一項の保険関係

が成立した保証について、第九

条の二第二項の規定による通知を

することができない。

5 指定法人は、第一項の保険関係

が成立した保証について、第九

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君　ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

住宅金融公庫は、設立以来すでに五年を経過し、その業務は現実的性格を有しているのにもかかわらず、業務に従事している役職員の地位は、現在國家公務員となつております。よって、本法案は、この際、役職員の地位を關し所要の措置を講じ、あわせて、住宅金融公庫の貸付対象となる簡易耐火これら者の恩給及び退職手当等に付託されて以来、慎重に審議いたしました。質疑の内容は速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第十二条第二項中「又は第九条の六第一項」を、「第九条の六第一項又は第九条の八第一項」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 中小企業信用保険特別会計法

(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第九条の七第二項」を「(第九条の七において準用する場合を含む)及び第九条の九第二項」に改める。

七第二項を「(第九条の七において準用する場合を含む)及び第九条の九第二項」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔管本一雄君登壇〕

○管本一雄君 ただいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保険を行いまして、中小企業者の信用を補完することを目的として昭和二十一年十二月制定せられ、自來今日まで、その付保件数は十五万四千六百七

十一件、金額にして八百四十七億九千

万円に上り、中小企業者に対する信用

補完作用として、いささか貢献して

参つたのであります。しかしながら、

中小企業金融の現状は、一般金融の緩

慢化にもかかわらず、容易に楽観を許

さない状態であります。特に小規模の企業者の金融難は、今なお解決のめ

どもつきかねる事例も多々あります

ので、この際小企業者に対する信用補

完を一そく強化することが必要と認め

られるのであります。

本法案の内容は、第一に、信用保証

協会を相手方とする小口保証保険にお

きまして、小企業者一人に対する保証

限度金額を現行の十万円から二十万円

に、中小企業等協同組合であるときは

現行の三十万円から五十万円に、それ

ぞれ引き上げることであります。

第二といたしまして、信用保証協会

を相手方とする保証保険の一種といった

現行の三十分円から五十分円に、それ

ぞれ引き上げることであります。

第三といたしまして、信用保証協会

を相手方とする保証保険の一種とい

うとして包摵保証保険制度を創設する

ことであります。すなわち、零細企業

に対する貸付及び中

小企業者の債務の保証につき政府が保

険を行いまして、中小企業者の信用

を補完することを目的として昭和二十

年用保証協会との間に契約した金額の限

度まで自動的に保険関係が成立する制

度であります。この場合の填補率は

九〇%、保険料率はやや低く、年一分

以上が本法案の提案の趣旨及び内容

の概要であります。

本法案は、二月十七日本委員会に付

託せられ、同月二十一日政府委員より

提案の理由及び要点を聴取いたしました。三月六日質疑に入り、七日、八日

と三日間にわたり熱心に質疑応答が行

われ、八日質疑が終了いたしました。

その内容の詳細については会議録を御

参照願います。

同月九日、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次第でござります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決する

ます。本案は委員長報告の通り決する

出席国務大臣

大蔵大臣 一萬田尙登君

運輸大臣 吉野 信久君

理事 萩野 豊平君(理事萩野豊

平君去る五日委員辞任につきその補欠)

内閣官房副長官 松本 龍藏君

農林政務次官 大石 武一君

通商産業政務次官 川野 芳浦君

運輸省鉄道監督局長 横田 良彦君

労働省労政局長 中西 實君

建設政務次官 堀川 慎平君

監督局長 建設委員会

内閣官房副長官 松本 龍藏君

理事 大島 秀一君(理事大島秀

員辞任につきその補欠)

二五四

明治三十一年三月九日
參議院会議第二十号

明治三十一年三月九日
第三種郵便物認可

定価一部十五円
(税込)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三一、三元官報課

一五六